

入札参加者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事及び業務の対応についてお知らせします。

令和2年3月3日
宇都宮市 理財部 契約課長
建設部 技術監理課長

工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の対応について

現在、本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、宇都宮市「新型コロナウイルス感染症」危機対策本部を設置し、対策を講じているところです。

工事又は業務の現場等においても、感染拡大防止のための対策を徹底するようお願いいたします。

また、所管する現場等で、作業従事者等が新型コロナウイルスに感染したなどの情報を得た場合には、速やかに監督員に報告し指示を受けていただき、工事等の一時中止や工期の見直しについて適切な対応をお願いいたします。

理財部契約課
電話 6 3 2 - 2 1 6 3
建設部技術監理課
電話 6 3 2 - 2 5 1 5

請負工事・業務等関係業者の皆様へのお願い

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の内容の実施をお願い致します。

- ① 政府、各行政機関から発信される情報の収集及び徹底
- ② 従事者の健康状態の把握及び健康管理の徹底
- ③ 感染者が発生した場合等において、発注者（監督職員等）
への迅速な情報連絡
- ④ 朝礼・終礼等の集合時において、特に感染対策の配慮
- ⑤ 別添『感染症対策へのご協力をお願いします』の
ポスターの掲示
- ⑥ 清掃の徹底



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

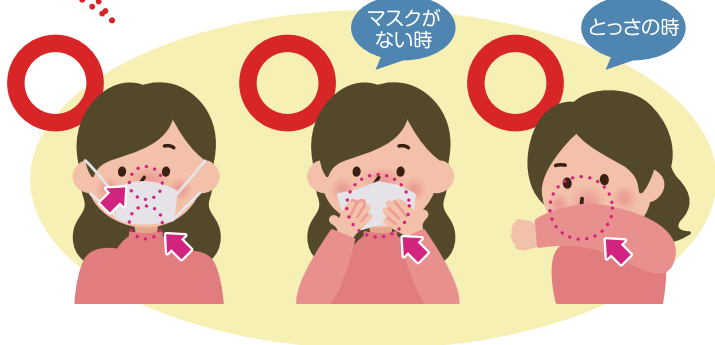
3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

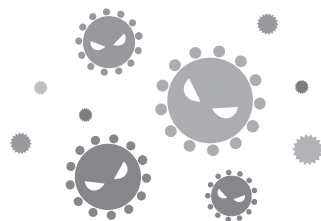
せき 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います。**
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います。**
- ・周囲の人から**なるべく離れます。**



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット^{せき}」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

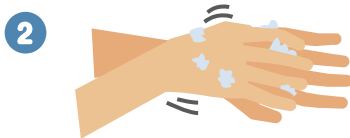
正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省

検索



新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--

イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

国官技第360号
令和2年2月27日

発注者協議会長 殿
(地方整備局長等 殿)

大臣官房技術審議官
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に向けた
工事及び業務の一時中止措置等について(参考送付)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期である。令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところです。

については、国土交通省直轄の既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、別添のとおり通知を行っているところであるが、地域発注者協議会等の貴会会員に対しても、その内容を周知願います。

<内容に関する問合せ先>

国土交通省 大臣官房技術調査課

辛嶋 永瀬 Tel 03-5253-8221 (直通)

国 地 契 第 44 号
国 官 技 第 357 号
国 営 管 第 384 号
国 営 計 第 120 号
国 港 総 第 593 号
国 港 技 第 83 号
国 空 予 管 第 807 号
国 空 空 技 第 520 号
国 空 交 企 第 371 号
国 北 予 第 45 号
令和 2 年 2 月 27 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港湾空港部長 殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国土技術総合研究所	総 務 部 長 殿
	管理調整部長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期である。令和 2 年 2 月 26 日の新型コロナウイ

ルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後２週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところである。

については、既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、別表の「契約書」欄に掲げる各契約書（以下「契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、別表の「適用条項」欄に掲げる各規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知から令和２年３月１５日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

別表

	契約書	適用条項
1	「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書	第 19 条 第 20 条
2	「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書	第 19 条 第 20 条
3	「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書	第 19 条 第 20 条
4	「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）別冊工事請負契約書	第 19 条 第 20 条
5	「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）別冊土木設計業務等委託契約書	第 19 条 第 20 条
6	「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成 8 年 2 月 29 日付け港管第 444 号）別冊設計・測量・調査等業務契約書	第 19 条 第 20 条
7	「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚契発第 37 号）別冊建築設計業務委託契約書	第 21 条 第 22 条
8	「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号）別冊建築設計業務委託契約書	第 21 条 第 22 条
9	「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第 15 条 第 16 条
10	「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国営管第 7 号、国営技第 2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第 15 条 第 16 条
11	「調査・測量等業務契約書について」（平成 22 年 10 月 29 日付け国空予管第 628-2 号）別冊調査・測量等業務契約書	第 19 条 第 20 条
12	「工事設計業務契約書について」（平成 22 年 10 月 29 日付け国空予管第 629-2 号）別冊工事設計業務契約書	第 21 条 第 22 条
13	「工事監理業務契約書について」（平成 22 年 10 月 29 日付け国空予管第 630-2 号）別冊工事監理業務契約書	第 14 条 第 15 条
14	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 396 号）別冊調査業務請負契約書	第 17 条 第 18 条
15	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号）別冊業務契約書	第 9 条
16	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号）別冊発注者支援業務委託契約書	第 20 条 第 21 条
17	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 577 号）別冊発注者支援等業務契約書	第 21 条 第 22 条